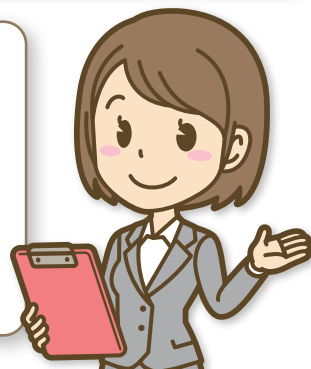




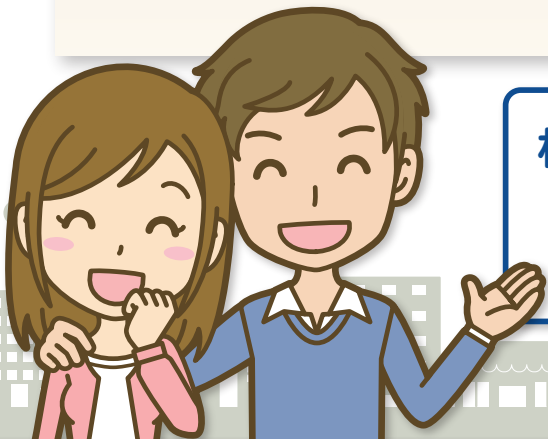
相続手続きって何をするの？

相続はある日突然、ご自身が当事者（相続人）になる可能性があり、避けては通れないものですが、その手続きについては意外に知らないことも多いのではないのでしょうか。様々な手続きの中には期日のあるものもありますので、注意が必要です。



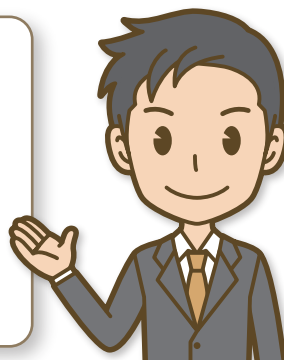
- ① 故人の遺言の有無を確認
- ② 相続人の調査（戸籍収集・相続関係図作成）
- ③ 相続財産調査（不動産・預貯金・有価証券など）
- ④ 相続方法の検討（単純承認・相続放棄・限定承認）
※相続放棄と限定承認は3ヶ月以内に家庭裁判所へ申立てが必要です。なお、相続放棄は一人でもできますが、限定承認は相続人が複数人いる場合は全員が共同で行う必要があります。
- ⑤ 遺産分割協議書の作成
- ⑥ 相続税の申告・納税（提携の税理士が対応致します）
※相続税の対象の場合10ヶ月以内
- ⑦ 預貯金の解約
- ⑧ 不動産の名義変更（提携の司法書士が対応致します）

相続についてのご相談など
佐藤秀樹事務所まで
お気軽にご連絡ください！



遺言のススメ

ご自身の人生の最後に、大切なご家族へその思いを遺すことのできる手段の一つです。自筆証書遺言や公正証書遺言などいくつか種類はありますが、残されたご家族が故人の遺志を穩便に引き継ぐことができるよう、備えておくのはいかがでしょうか？



特に遺言を残しておいた方が良い主なケース

- ☒ お子様がいらっしゃらない
- ☒ 離婚・再婚で双方にお子様がいらっしゃる
- ☒ 相続人の数が多い
- ☒ 特定の相続人に財産を残したい
- ☒ 相続人以外の人に遺産を渡したい
- ☒ 遺産のほとんどが不動産である

今から遺言を備えておきたい。
と、お考えの方は
佐藤秀樹事務所まで
お気軽にご連絡ください！



行政書士 佐藤秀樹 事務所

一般社団法人 札幌・電車通り相続サポートセンター

〒064-0809 札幌市中央区南9条西17丁目2番24号

※専用駐車場あり(事務所目の前の駐車場No.3が専用駐車場となっております)

フリーコール: **0120-669-291**

TEL: 011-522-9291 FAX: 011-522-9321

e Mail: h.sato@hideki-office.com

URL: www.hideki-office.com

営業時間: 平日9:00~20:00 定休日: 土・日・祝



相続の実績は

680件以上!!

※独立開業～現在まで

初回1時間
無料相談
いたします！



所長
佐藤秀樹